

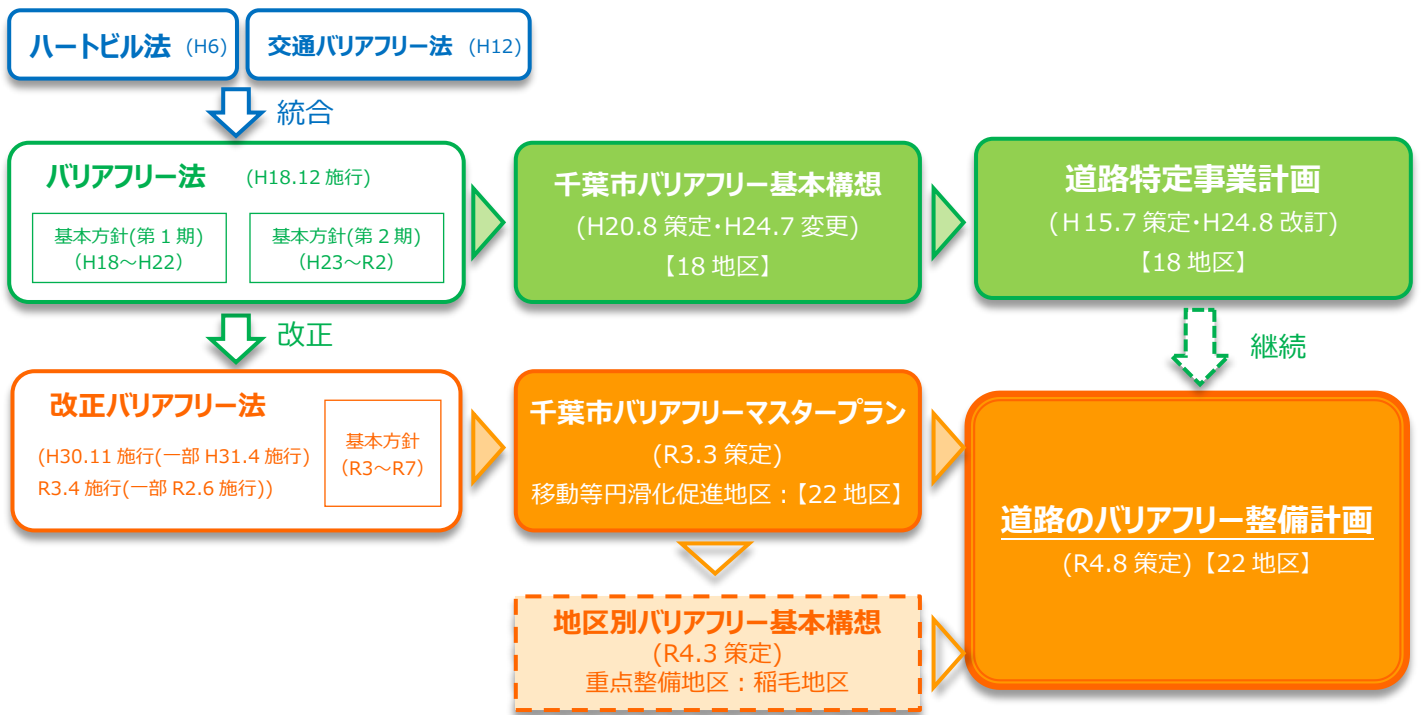
## 1 計画策定にあたって

道路では、「道路特定事業計画（平成15年7月策定、平成24年8月改定）」を策定し、バリアフリー整備を進めております。

この度、道路特定事業計画が目標年次を迎えたこと、国による新たな「基本方針（令和2年12月）」及び「千葉市バリアフリーマスタープラン（令和3年3月）」の策定を受け、千葉市バリアフリーマスタープランに基づく「道路のバリアフリー整備計画」を策定いたしました。

本計画に沿って、高齢者、障害者等だけでなく、だれもが安全かつ安心して移動することができ、いきいきとした暮らしを享受することができるバリアフリー化された都市の実現を引き続き目指していきます。

## 2 計画の位置付け



## 3 バリアフリー整備の現状と今後

### <現状>

道路においては、「千葉市バリアフリー基本構想」で定められた駅周辺の18の重点整備地区内の生活関連経路等について、道路特定事業計画を策定しており、未完了事業があるものの、着実にバリアフリー化を進めてきております。

### <今後>

「千葉市バリアフリーマスタープラン」では、公共交通機関、建築物、道路等の面的、一体的なバリアフリー化を促進するため、これまでの重点整備地区を移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）に変更し、促進地区の中で、重点的な整備を進めていく地区については、改めて「地区別のバリアフリー基本構想」を策定していくこととなりました。

道路については、面的、一体的なバリアフリー化を進める上で、最も重要な施設であることから、未完了となっている道路特定事業や新たに追加された生活関連経路を速やかに整備し、バリアフリー化に努めてまいります。

## 4 策定の主なポイント

### [1] 地区及び経路の追加

マスタープランに基づき、促進地区の追加、生活関連経路の見直し及び追加がされました。

- ・ 促進地区の追加 : 4地区（大宮台団地地区、こてはし台団地地区、さつきが丘団地地区、花見川団地地区）
- ・ 生活関連経路の追加 : 約21km

### [2] 計画期間

上位計画の見直し等により計画更新も必要なことから、令和4年度から令和8年度末までの5年間（一部事業除く）の計画期間としました。

### [3] 検証と利用者意見の反映

これまでの道路特定事業計画の整備状況を精査し、事業内容を検証するとともに、障害者団体へのアンケートやまち歩き点検を実施し、検証結果及び利用者意見の反映を行いました。

### [4] バリアフリー整備事業の方針

検証結果と利用者意見の反映を踏まえ、メリハリのあるバリアフリー整備方針を決定しました。

## 用語の解説

**バリアフリーマスタープラン**・・・旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的、一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの。 ※法的な実施義務なし

**バリアフリー基本構想**・・・旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもの。 ※法的な実施義務あり

**基本方針**・・・バリアフリー法に基づき、国が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。バリアフリー化に関する政策の基本的考え方・目標、関係者が取り組むべき施策についての基本的な方向を示すもの。

**重点整備地区**・・・基本構想において定められ、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区」、「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他一般交通の用に供する施設）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区」、「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区。」等に該当する地区。

**移動等円滑化促進地区**・・・マスタープランにおいて定められ、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区」「生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区」、「バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区」等に該当する地区。

**生活関連施設**・・・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

**生活関連経路**・・・生活関連施設（駅や公共施設等）相互間の経路（道路や通路等）。

**特定事業**・・・基本構想における生活関連施設、生活関連経路、特定車両のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想制度における要といえるもの。基本構想で特定事業を定めた場合、その特定事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。（例：公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業）

**既存ストックの改良**・・・現在、整備されている道路を更に良くすること。（例：歩道勾配等の改善、手すりの改善、輝度比確保など）

**スパイラルアップ**・・・具体的な施策や措置について、検証結果に基づいて新たな施策を講ずることにより段階的・持続的な発展を図ること。

## 5 地区及び経路の追加

### 移動等円滑化促進地区（全 22 地区）

#### 旧重点整備地区（全 18 地区）

JR/京成幕張本郷地区 JR/京成幕張地区 JR 新検見川、京成検見川地区 JR/京成稲毛地区  
 JR 西千葉、京成みどり台地区 千葉都心地区 JR 蘇我地区 JR 浜野地区 JR 鎌取地区  
 JR 誉田地区 JR 土気地区 JR/モノレール都賀地区 JR 検見川浜地区 JR 稲毛海岸地区  
 モノレールスポーツセンター地区 モノレール千城台地区 JR 海浜幕張地区 市立青葉病院周辺地区

#### 追加地区（4 地区）

大宮台団地地区 こてはし台団地地区 さつきが丘団地地区 花見川団地地区

項目	H24 計画	R4 計画	備考
地区数	18 地区	<b>22 地区</b>	新たな地区の追加
経路数	104 経路	<b>208 経路</b>	新たな生活関連施設への経路を追加
経路延長	72.2km	<b>94.06km</b>	

※千葉国道事務所管理分含む  
 (L=3.53km)

## 6 計画期間

道路特定事業計画では、国による基本方針に基づき、令和 2 年度末を目途に事業を展開してきました。新たに国が定めた基本方針（移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正（令和 2 年 12 月））や千葉市バリアフリーマスタープランの中間評価（令和 7 年度実施予定）に基づき、計画更新も必要ことから、第 1 期として令和 4 年度から令和 8 年度末までの 5 年間（一部事業除く）の計画期間とします。

## 7 検証と利用者意見の反映

- 道路特定事業計画の整備状況を精査し、事業内容を検証し結果を反映。  
 例：（現状）透水性舗装化が進んでいない。→（理由）舗装状態が良好。平坦性が確保されている。  
 →（反映）更新時期に合わせた透水性舗装化へ変更。
- 「高齢者関係団体（市老人クラブ連合会）」、「身体障害者関係団体（市身体障害者連合会）」、「知的障害者関係団体（市手をつなぐ育成会）」、「精神障害者関係団体（千家連）」へのアンケート（回答数 341 人）及びまちあるき点検（参加者数 29 人）を実施し、利用者意見を反映しました。  
 例：（意見）階段の段鼻部が認識しにくい。→（反映）段鼻部の輝度比を確保する整備を新規追加。



点検状況



意見交換会



施工前



施工後

階段の段鼻部の輝度比を確保

## 8 バリアフリー整備事業の方針

道路特定事業計画を検証、利用者意見の反映等を行うとともに、5 年という計画期間で効果が確認できるよう、以下のとおりメリハリのあるバリアフリー整備事業の方針を決定しました。

### ○バリアフリー整備事業の方針

本計画期間における整備メニュー （第 1 期：令和 4 年度～令和 8 年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧計画（H25 作成）未着手箇所や新規路線（点字の新設及び連続性確保と段差解消未整備箇所）について市基準で整備</li> <li>○手すりや階段端部（段鼻）の改善</li> <li>○駅前広場の障害者用乗降場整備</li> <li>○点字ブロック改善（スパイラルアップ：JIS 規格化や輝度比の確保）</li> <li>○段差解消の改善（スパイラルアップ：交差点部平坦性確保など）</li> </ul>
次期計画期間における整備メニュー （第 2 期：令和 9 年度～令和 1 2 年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行環境の改善（路肩のカラー化、物理的な歩車分離、電柱等の障害物移設など）</li> <li>○透水性舗装化（舗装改良時に実施）</li> <li>○案内標識の設置（駅前広場などで設置箇所等を検討）</li> </ul>

※電線共同溝については、千葉市無電柱化推進計画（令和元年 5 月策定、令和 4 年 3 月改訂）に基づき、整備を進めるものとする。ただし、進捗率は本計画に反映させる。

### ○主な整備メニュー

< 継続して整備 >

項目
歩道の整備・段差解消・歩道路面の平坦性確保
視覚障害者誘導用ブロック設置・改良
駅前広場に身体障害者乗降場の整備
電線類の地中化
ベンチの設置

< 歩道の改良時期に合わせた整備や段階的整備 >

項目
案内標識の設置
透水性舗装化
歩行環境の改善（路肩のカラー化）

< 新規追加：利用者意見等を反映 >

項目
階段や傾斜路の手すりや点字シート設置・改善
階段段鼻部の輝度比確保

※詳細な整備方針及び個々の経路の事業計画については、本編参照。

## 9 計画目標（第 1 期）

移動等円滑化促進地区全 22 地区のうち 14 地区の整備完了を目指します。  
 従前の計画（道路特定事業計画）における未整備箇所に加え、マスタープランで追加となった地区や生活関連経路の歩行環境の向上を図り、全整備メニューに対するバリアフリー化率 80%（現況値 34%）を目指します。